**平成２４年（フ）第６６号**
福岡県大牟田市上官町２丁目８番地１
債務者　北島　智美
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２４年（フ）第７０号**
北海道岩見沢市３条西９丁目１番地１
債務者　本山　典子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２４年（フ）第４６８号**
神奈川県横浜市泉区新橋町1308番地１　ラフィーネ緑園Ｃ棟203号、申立時の住所千葉県流山市後平井42番地の４　運Ｂ109街区１Ｂ―301
債務者　前川　武範
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第５５７号**
千葉県野田市上花輪新町27番地の３
債務者　平田さおり（旧姓稲葉）
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第９９号**
山口県美祢市大嶺町東分来福台２丁目５番地３
債務者　中島　真哉
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２４年（フ）第１０５号**
山口県宇部市明神町２丁目９番27号
債務者　中川　純平
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２４年（フ）第１８７号**
茨城県つくば市上横場2233番地　パールマンションつくば305号
債務者　新関　裕子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２４年（フ）第７０４号**
千葉県船橋市三山２丁目34番14号ピュアハウス三山201号
債務者　三浦　利恵
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第７３１号**
千葉県船橋市旭町３丁目22番６号
債務者　小原　　浩
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第７４１号**
千葉県八千代市大和田242番地72
債務者　沼井　貞夫
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第７５２号**
千葉県野田市七光台70番地の16小井戸方、申立時の住所千葉県市川市北方町４丁目1825番地16
債務者　磯　　美紀
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第７５３号**
千葉市若葉区みつわ台４丁目29番21号　サザンクロスⅡ―102号
債務者　宮本　一巳
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第７６３号**
千葉県船橋市高根台３丁目２番173棟401号
債務者　金子　安正
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第７６６号**
千葉県八千代市米本1359番地米本団地５街区14棟301号
債務者　本多　幸二
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第７７１号**
千葉市花見川区花見川２番11棟405号
債務者　手塚　昌樹（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第７８６号**
千葉市若葉区みつわ台４丁目15番６－１号
立石方
債務者　藤田ゆかり（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第７８９号**
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区８棟305号
債務者　榎木　友美
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係